

姫路市議会議員	竹 中 隆 一
同	阿 山 正 人
同	中 西 祥 子
同	川 島 淳 良
同	山 口 悟
同	井 川 一 善
同	井 上 太 良
同	大 西 陽 介
同	妻 鹿 幸 二
同	金 内 義 和

姫路市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について

姫路市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

姫路市議会議員政治倫理条例（平成24年姫路市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員は、法令を遵守することはもとより、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としてふさわしい品位を保持しなければならない。

第3条第1項に次の1号を加える。

- (7) 次に掲げる人権を侵害する行為（以下「人権侵害行為」という。）をしてはならないこと。

ア 人権侵害のおそれがあるハラスメント行為

イ 公職にある者としての発言、インターネットその他の媒体を利用した情報発信による誹謗中傷、風評の流布等の名誉棄損

ウ 人権侵害行為の扇動

エ 第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明その他の人権侵害を助長する行為

第7条第5項中「で、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告、出席自粛の勧告その他の勧告を審査の結果に明記しようとするときは」を削り、「多数によりこれを決定しなければならない。」を「賛成により、次の各号のいずれかの措置を講じるよう、審査の結果に明記することができる。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 文書警告
- (2) 議場における口頭注意
- (3) 議場における陳謝の勧告
- (4) 役職辞任の勧告
- (5) 出席自粛の勧告
- (6) 議員辞職の勧告
- (7) 前各号に掲げるもののほか、審査会が必要と認める措置

附 則

この条例は、公布の日から施行する。